

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議 事 録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

日時

令和4年10月4日（火） 9時53分～10時57分

場所

広島合同庁舎1号館付属棟2階大会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、村上部会長代理、野北委員

【労働者代表委員】

内田委員、藤田委員、山崎委員

【使用者代表委員】

沖田委員、巢守委員、藤井委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 第1回広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

毛利賃金室長補佐

それでは皆様お揃いになりましたので、少し早いのですが始めさせていただきます。最初に資料の説明をさせていただきます。皆様お手元のファイルの資料の紙で書いてある資料がいくつかあると思います。ファイルの共通資料目次をお開き頂けますでしょうか。共通資料No.18、広島労働局管内の雇用情勢、続きまして共通資料No.20、広島県の金融経済月報、共通資料No.21、企業短期経済観測調査結果のファイルです。共通資料No.22、広島県経済の状況。以上4点につきまして10月になりまして、新しい資料が掲載されましたのでお手元に配布させていただきました。その他2枚ペーパーがございますが、それにつきましてはまた後ほど御説明させていただきます。それでは少し早いですが、ただいまから第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「自動車小売業最低賃金専門部会」とさせていただきます。当専門部会は本年度第1回目の会議となりますのでお手元にお配りしております議事次第（1）、部会長、部会長代理の選出についてまで、私賃金室長補佐の毛利が進行司会を務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、

計9名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。また、当審議会の公開につきまして、去る9月20日から26日までの間公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。本日は初回ですので議事に先立ちまして各委員をご紹介させていただきたいと存じます。手元別冊資料No.1に、本自動車小売業最低賃金専門部会の委員名簿がございますのでこの名簿順にご紹介させていただきます。

各委員紹介

毛利賃金室長補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の前田よりご挨拶を申し上げます。

前田基準部長

おはようございます。労働基準部長の前田です。どうぞよろしく申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして広島自動車小売業最低賃金専門部会の委員として御審議いただくということで、本当にありがとうございます。本日は第1回目の専門部会にお忙しい中、スケジュール調整していただきまして、お越しいただきまして重ねて御礼申し上げます。この自動車小売業最低賃金につきまして、まず、資料の机の上に配布させていただいておりますけれども、10月1日から最低賃金930円ということで無事発効いたしまして、広島県内周知をしているところでございます。その他業務改善助成金についてもチラシを入れさせていただいておりますが、地域別最低賃金が発効し、周知するのが我々の使命ではございますけれども、中小企業の事業主の方々に対しての支援ということも述べられておりますので、この助成金の周知にも努めているところでございます。簡単でございますが私の方から紹介させていただきます。この自動車小売の最低賃金におきますけれども、今現在時間額が930円ということで、去年、今年、今年度の事業の公正競争を確保するという観点から改定の申出をいただきました。そこで本日から委員の皆様方に具体的に調査審議をお願いするという事になった次第でございます。特定最低賃金につきましては、先ほどの地域別最低賃金とは異なりまして、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブによって設定するという性格のものですから、全会一致での議決を目指しての御審議をよろしく願いいたします。また審議会開催日の今後の日程の構成につきましては、委員の皆様方に大変ご無理を申し上げているところではございますけれども、特定最低賃金につきましても、年内発効に向けての御審議いただけますよう、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。以上、簡単でございますけれども私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

毛利賃金室長補佐

では次に事務局職員を紹介させていただきたいと思います。

事務局職員紹介

毛利賃金室長補佐

ここで、お手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので御承知おきをお願いします。議事（1）、部会長、部会長代理の選出についてへ移らせていただきます。部会長選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員の内から委員を選挙するとされております。公益代表委員にはあらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長候補、及び部会長代理候補について賃金室長から御報告を申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。自動車小売業最低賃金専門部会におきましては公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として村上委員が選挙されています。以上でございます。

毛利賃金室長補佐

ただいま賃金室長から御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして皆様に御異議ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に村上委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。それでは岡田部会長以後の議事進行をよろしく申し上げます。

岡田部会長

はい、ただいま部会長に選出させていただきました岡田でございます。よろしく申し上げます。できる限りスムーズな審議進行を心がけ、公正な特定最賃決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様方御協力をよろしく申し上げます。それでは早速ですが第1回専門部会の議事（2）の広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、に移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

はい、それでは資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料がございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。まず特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、特定

(産業別)最低賃金専門部会の共通に関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また別冊資料につきましては、本自動車小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。なお特定(産業別)最低賃金を総称する場合は「特定最低賃金」、あるいは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。次に審議に当たりまして御留意いただきたい事項について御説明いたします。一つ目として共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金について、をご覧ください。以前に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して決定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出において審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、本自動車小売業最低賃金につきましては配布しております令和4年度特定最低賃金の改正申出状況、及び令和4年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額のとおり公正競争ケースの要件をもって改正申出がなされています。審議に当たりましてはその点にご留意いただければと思います。二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有との答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号6ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。最後、三つ目に広島地方最低賃金審議会です承されました事項につきまして御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営についてをご覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定産業別最低賃金については全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており、また共通資料No.5の2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう一層努力することとされており、昨年度の特定最低賃金の改正状況については共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和3年度最低賃金審議結果一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議成果の一覧でございます。この表の右から1列目に自動車小売業がございます。昨年令和3年度におきましては計3回の専門部会を開催し、引上額17円、時間額930円の答申をいただいております。続きまして共通資料No.8、通し番号の26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思っております。よろしく御願申し上げます。以上でございます。

石井賃金室長

では続きまして私の方から広島県自動車小売業最低賃金に係る各種の調査結果統計資料の概要につきまして御説明させていただきます。着座させていただきます。まず別冊資料のNo.2の1、通し番号の2ページを開けていただけますでしょうか。これは現行の広島県自動車小売業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを合わせて添付してございます。次に別冊資料No.3、通し番号8ページを開けていただけますでしょうか。これは昨年の全国の自動車小売業関係の最低賃金の審議決定状況の一覧表でございます。では次に資料No.4、9ページをおめくりいただきますでしょうか。これは令和4年度最低賃金実態調査の概要ということで自動車小売業の結果をまとめております。広島労働局で今年5月から7月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施してまとめたものでございます。この調査は製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業出版業につきましては1人から99人の規模の事業所、これ以外の業種につきましては1人から29人規模の事業所の母集団から事業所を無作為に抽出した標本調査となっております。全数調査ではございませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなっております。なお、調査対象としました賃金は令和4年6月支払い分の賃金となっております。では、14ページを開けていただけますでしょうか。14ページは最低賃金実態調査における分位偏差を表したものです。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。では次に15ページをご覧ください。これは賃金分布図となっております。時間額と労働者累積人数のグラフとなっております。見にくいとは思いますが一番左の数字が525となっております。これは横軸が10円刻みの時間額、縦軸がその賃金帯に属する労働者数となっております。右の縦軸が折れ線グラフの労働者数の累計を示しております。またページを開いていただけますでしょうか。次のページ、こちらが賃金分布図となっております。これは先ほどと違ひまして、縦軸に労働者の比率をとったものです。次のページ、17ページ、これは自動車小売業の最低賃金額と一時間当たりの平均賃金の推移となっております。次に、19ページを御覧いただけますでしょうか。19ページにつきましては事業所規模別の未満率となっております。「未満率」とは現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合となっております。規模ごとに時間額、930円、これを下回っている労働者の比率を示しております。では次のページを御覧いただけますでしょうか。これは「賃金引上げ試算表」となっております。最低賃金を改定した場合、この改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり「影響率」を1円単位の変化で表した表となっております。例えば現行の930円を1円上げますと8.1%に影響が出るということになります。次に21ページ、次のページ開けていただけますか。これは平成16年度からの自動車小売

業の最低賃金の引上げ額と未満率影響率の一覧表となっております。私からの説明は以上です。

岡田部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がありました。これらについて何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですかね。はい、それではここで他府県の結審状況が分かれば事務局から説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、昨日までの現在の自動車小売最低賃金の他府県の結審状況について御説明します。お手元に令和4年度特定最低賃金の審議決定状況という一覧表を御用意しております。これをみていただきますと、現在結審しておりますのは4件という状況となっております。まず青森、これが現行890円のところ919円、29円の引上げ、これは9月30日に全会一致で結審しております。次に秋田、現行869円、これが897円、ということでプラス28円の引上げ、9月29日、全会一致で結審しております。次に埼玉、これが988円を1018円ということで30円の引上げ、9月21日、全会一致で結審しております。そして最後、兵庫、これが930円であったところ963円プラス33円の引上げ、これも9月22日に全会一致ということで結審しております。以上です。

岡田部会長

はい、それでは広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について各側から御意見の表明をいただきたいと思えます。各側それぞれ意見表明の前に個別協議の時間は必要でしょうか。

山崎委員

はい、5分ほどいただけたらと思えます。

岡田部会長

使側はいかがですか。

巢守委員

10分程度。

岡田部会長

はい、それでは大体10時25分頃を目安として、こちらにお戻りいただければと思えます。事務局の方から御案内願います。

石井賃金室長

承知しました。

審議再開

岡田部会長

それではお戻りいただきましたので審議を再開いたします。それでは労側からお願いします。

山崎委員

おはようございます。私、山崎の方から労側の意見を述べさせていただきます。まずもって、本審議会に本専門部会で審議を行う上で、この度の会は設置できたことを深く感謝を申し上げたいと思います。長びくコロナ禍、さらには資源高、物価高といったこの状況の中にもありましても審議の場を持っていただいたことに関しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。我々としましては関係者の皆様の御協力によってお互いこの場におきまして労働者の代表としてそれぞれの皆様と誠実に向き合ひまして、建設的な審議に努め、全会一致、年内発効を目指す所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。金額提示に関しまして、結論から申し上げます、本日この場で金額提示は致しません。その理由は我々公・労・使それぞれの代表者が、現下の現状を正しく認識し、それを共有したうえで次回以降に提示したく考えております。他産別の状況も見ながら、交渉を行いたいと考えているのも我々の考えでございます。それでは交渉のスタンスといたしまして何点か申し上げたいと思います。まず一点目、労働協約の拡張適用の趣旨でございます。つまり、個別企業労使で決定した労働協定を社会の労働組合未加入労働者にも波及させるという考え方でありまして、特定最賃の向上によりそれを果たしたいということでございます。二点目、特定最賃は全ての労働者に適用される指針となりまして、当該産業労使がイニシアティブを発揮し、その産業にふさわしい水準を設定する必要があります。広島県における自動車産業の持続的発展のためには、優秀な人材を確保し定着させる、そういった観点から継続した特定最賃の向上が必要でありまして、特定最賃の役割は地賃が担うセーフティネットとは別の役割を果たすと認識しており、それを踏まえ審議を行いたいと思います。三点目、本春闘におきまして厳しい経済環境の中ではありますが、継続的に賃上げがなされているという事実がございます。自動車総連も販売部門全体での数値、全国数値になりますけれども、従来のベースアップに相当する賃金改善数、これを獲得した組合数は337組合に上ります。昨年度が294組合でしたから、増加しております。そして改善幅、改正金額も1886円、これが平均数値でございます。未組織の労働者との差がこのまま我々が特定最賃で上げていかないと、より格差が広がっていくというふうなことがございます。四点目ではありますが、これは物価指数につきましてです。8月の消費者物価指数は天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が、去年の同じ月を2.8%上回っています。その上昇率の幅に関しましては7年1か月ぶりと言われていまして、

消費税引上げ率の影響を除けばおよそ31年ぶりの水準だと言われております。政府日銀は2%の物価上昇これを目標にしていますが、今の物価上昇は賃金の上昇を伴っておらず、本来目指している形ではない、というふうに日銀も指摘しているところであります。日本の一人当たりGDPは、円安もあってかなり順位を落としています。日本の成長の根っこがどんどん崩れてきているというふうに思っています。給料が上がる経済を実現して、人と技術に投資をしていかなければイノベーションや技術開発は難しくなります。人を大切にする、人を育てる、こういったことが日本の富の源泉だということを改めて皆さんと共有化させていただきたいと思っております。そして最後、業界を取り巻く状況に関しましては藤田委員、そして内田委員から説明させていただきます。

藤田委員

はい、私、藤田の方から、販売を代表しまして営業サイド目線で現状を述べたいと思っております。今、販売の現場では世界的な半導体不足、あとはコロナの影響、これによって自動車メーカーの生産の回復、その見通しがなかなか立たない中で、あらゆる面で顧客対応というものは苦慮している、そういった状況でございます。新車の納期が非常にかかるというのは、皆さん御承知のとおり、周知の事実かとは思いますが、その影響というのは、単純に納期がかかるというだけではなくて、例えば納車が出来なければ、下取り・買取そういったものが入ってきません。中古車部門においては、在庫の確保・棚不足、そういったところで非常に苦慮しております。これは整備の方も実は同様でして、例えば故障したとき、なにか部品交換したい、その交換したい部品がなかなか入ってこない、極端なことを言うと、これが交換しないと車を走らせられない、コンピューター系になると2か月後でないという入って来ないということは、本当にざらにあります。そういう中で、今我々営業サイド、対お客様、対顧客に対する対応というものは、非常に大きく変わっております。これは、そういった方々に何とか御理解いただくために、質の高い対応をしていくところを心がけ、日々業務に邁進はしておりますが、その中で、やはり理不尽なクレームであったり、自分本位な主張をされる方、やはり増加傾向にございます。そういった事を繰り返すと、精神的な負担というのは正直なところ徐々に大きくなってきてそれを苦痛に感じるということのも非常に増えてきております。離職が非常に多い業界ではございますけれども、のちほどまた出てくるとは思いますが、人の確保・人の定着、こういったところは非常に大きな課題になっている中で、そういった精神的苦痛といったものは大きなウェイトを占めている部分もあろうかと思っております。ただこれは、外的要因によって今これが引き起こされているので正直如何ともしがたい、というのが事実ではあるのですね。その中で質の高い対応を心がけますが、なかなか精神的な負担は大きくなっているというのは、これは現状でございます。ですので、そういった人たちが辞めて、残った人たちにまたその負担がかかり、その残った人たちがまた同様にそういうことを考える、言ってみれば「負のスパイラル」に陥りかけているのですね、本当に入って入っていると言ってもいい

いと思います。その負のスパイラルを今の段階で防ぐ、食い止めるためにはマンパワー、人の数の確保、これは絶対必要だと思いますし、それだけではなく自動車産業というのは日本を代表する基幹産業の一つですから、その基幹産業で働いている、そういう相応しい賃金であるべきというふうに考えます。自動車産業というのは今100年に1度の変革期と言われておりまして、電動化に代表するように、これから商品のラインナップというのは非常に大きく様変わりすると予想されております。その中で、せっかく自動車メーカーが素晴らしい商品を作ったとしても、それが消費者の手に渡らないとなんら意味のないことだと思いますので、なので我々自動車小売が務める役割というのは、非常に大きいと考えております。しかし残念ながら、現状広島県のこの自動車小売の特定最賃の水準というのは、全国の同業もしくは県内の他産業、近県の同業と比較しても、そんなに高い水準ではない、むしろ低い水準であるというのが現状であると思います。様々なコストが上昇して、非常に経営的な厳しさというのは十二分に理解しておりますが、生活コストが上昇して厳しいというのは我々労働者側も同様でございます。中小企業庁の資料等を見ますと、様々な団体で適正取引の自主行動計画というのが策定されていると思うのですが、取引の適正化とは、つまりコストアップの販売価格への転嫁というふうに思っています。輸入車のメーカーというのは販売価格を結構細かく上昇させているのですが、国産国内の自動車というのは、なかなか物価高にあらがって販売価格を上げない傾向がありますので、現状そういったひずみというのが生じているというのが実態だと思います。以上です。

内田委員

はい、それでは私、内田の方から自動車整備士人材の確保について、少しお話しさせていただければなと思っております。御存じのとおり、日本の総人口は減少の一途を辿っております。それに合わせて新車の販売台数及び国内メーカーの生産台数も減っております。販売台数の減少によって収益面では整備、サービスのウェイトが大きくなっています。自動車整備士の不足が大きな問題となっております。しかしながら、整備士の仕事はいわゆる3Kですね、危険、汚い、きつい、とのイメージが固定化しており、整備士を目指す自動車整備士専門学校に入学する若者は2000年代前半と比べると今半減している状況です。そんな中、私どものホンダ販売労働組合ですね、私が勤めていますホンダ販売労働組合に勤めています整備士の直近5年間の離職者を年代別に見ると、30台以下が約70%を占めております。自動車整備士の確保・定着が喫緊の課題となっております。広島県でも平成10年をピークに人口が減っているという状況の中で、各産業様々な業種でおそらくこれから人材確保というのは非常に大きな課題となってくるものと認識しております。このような点を改善させるという点でも、この特定最賃を上げていくというのは大きな意味があるのではないかと考えております。私からは以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。今労側から御意見いただきましたが、それでは続きまして使側から意見表明いただきたいと思えます。

巢守委員

はい。それではまず使側の基本的な考え方について、私巢守の方から意見させていただきます。その後、業界から御出席の委員の方より引き続き、現状について御報告をさせていただきたいと思っています。今現在、企業経営における不安材料は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、そしてロシアのウクライナ侵攻に伴う国際情勢の混乱、さらには円安進行によるインフレ圧力の高まりなどです。昨年にも増して、景気を下押しする不安要因が増える中、企業業績に与える影響は大きく企業収益を圧迫しております。特に中小零細企業では価格転嫁が追いつかず、厳しい経営を強いられております。日銀の金融経済月報、これは8月なのですけれども、広島県の景気は緩やかに持ち直していると思えます。しかしながら現在の状況は、どん底を脱しただけであり、コロナ前の状況には遠く及びません。よく最近耳にする言葉なのですけれども、「7割経済」という言葉がクローズアップされております。まさにそういった状況であると、私も肌で感じております。一方では日本の賃金水準が上がっていくことに関しては否定しません。何より生活必需品の価格が上がっていますし、賃金底上げにより、全体の購買力が上がり経済が回ることに繋がるとも思っています。そういった中で問題、企業に賃金の支払い能力があるかどうかということだと考えております。従って強制力の強い最低賃金は大幅に引上げられるべきではないと思っています。中小零細企業や小規模事業者の経営実態に目線をおく必要がある、と思っています。自動車小売業は、昨年度より続く新車の生産ができないという状況、これによって売上が作りにくい状況にあると思えます。先ほど申しあげましたように、企業の支払い能力という点では非常に厳しい業界であるというふうに思っています。続きまして業界代表の沖田委員より発言をさせていただきます。

沖田委員

沖田の方から発言をさせていただきます。先ほど労側の方からの営業販売サイドの御意見があったとおりでございまして、非常に我々販売に苦慮しております。当社で考えますと、多分10億単位くらいで売上は落ちてきているという状況で、決して予断を許す状況では無いというふうに思っています。巢守委員からもありまして、問題は企業側の経営が耐えられるかという、この一点だと思えます。今回の県最賃の幅の企業者の方なのですけれども、大きいところもあれば小さいところも含んでの話になりますので、そこは強制力をもつ特定最賃である程度縛りをかけていくというのは今の状況ではどうかとも思っています。今後の業界についてのご懸念の部分については、確かに賃上げをしていくということは、一つのステップであると思えますが、それ以外のところで改善すべき点はまだまだあると思えます。設備投資であったり、人的投資であったりというところが、もしかしたら賃上げよ

りも重要な部分を占める、とうことであろうかと思ひます。ですので今回環境的には賃上げをする環境にはなっているとは思ひますので、慎重な議論を望みたいと思ひています。私の方からは以上です。

巢守委員

以上が使側のスタンスということで、今回金額の提示は考えていませんのでよろしくお願ひいたします。以上です。

岡田部会長

藤井委員の方はどうですか。

藤井委員

お二人が、今言ったとおりです。

岡田部会長

はい、ありがとうございます。ただいま労使双方から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見、これが表明されました。各側それぞれの意見を踏まえて、お互いにご質問等ございましたらお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。労側の方から何か。

山崎委員

はい、それでは山崎から。賃金を上げていくことにつきましては、ある程度御理解を頂けていますと思ひます。沖田委員から言われたように、企業が耐えられるかどうかという観点からすると、先ほど藤田委員が申し上げたように、価格転嫁をある程度、販売や売上げを伸ばすために値上げをするのに抵抗の少ない環境であると思ひます。中小零細企業なのでなかなか値上げするとお客様が逃げてしまうというふうに思われるのかもしれませんが、今ほど値上げが認めてもらえる環境というのはなかなかないのではないかなと思ひます。ですので、ひずみが生まれるというお話もさせていただきましたが、しっかり給料を払う源泉・売上を上げることによって、単価を上げることで売上を増やして、それにふさわしい賃金を支払っていくという形にしていかなければならないのかなと考えておりますので、使側の皆さん、この辺どのようにお考えなのか聞きたいと思ひます。

巢守委員

はい、まったくもってそのとおりだということ、労使双方がともに協力をし合せて企業の成長を目指していくということが、賃金の上昇につながっていくというふうに思ひています。ですから、どちらが先かということなのですね、だから賃金は増えるからいい人材が確保できるという言い方を主張されますけれど、我々としては支払い能力という部分で、まずはしっかり売上を増やし利益を作っていくかな

ればならないというふうに思っています。それから価格転嫁のことなのですが、非常に容認をされるという環境下にあると思うのですが、なかなか中小零細は簡単ではないというふうな実態だというふうに思っています。例えば、価格を上げることによってお客さんが逃げると、他社に持っていかれるというリスクと常に隣り合わせであるとは私は思っています。以上です。

岡田部会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

藤井委員

一つ質問していいですか。自動車は大手が作って小売へ出しておりますよね。価格の引上げとかというのは、これは小売の例えば企業でできるものなのでしょうか。これはメーカーの方がだいたいこのようなレベルというか水準提起があつて始めて価格が成り立っているのではないか。小売でできるのですか。

藤田委員

自動車の本体価格につきましては、メーカーの方が定めたいわゆる「希望小売価格」というものがございます。ただ例えば中古車だったり、整備工賃の部分ですね。部品代は当然定価の設定がありますので、小売りだけでは難しいところがありますけれど、そういった整備の工賃だとか、その他いくつかそういったものはございます。できるものはある、というような回答になると思います。実際当社の話になるので恐縮ですが、広島マツダでも整備の工賃というのは徐々に上げさせてもらっているという状況にはございます。定価のない部品というものもございます。いわゆる「オープン価格」と言われるような、仕切りはあるけれど定価は無い。当然これは仕入れ価格があればそれに見合った販売価格に転嫁させていただいてというところは努めております。

藤井委員

弁明しておきます。自動車小売業というところの収益構造ということですね。そのところはなかなかほかの業種と比べてちょっと違うような気がしているのです。あまりにも巨大な企業の作ったものを上手く売るといのが一番ですよ。それと、あと言われたのが「収益構造」になると思うのですが、その部分の価格設定が各社でできない、ということであれば、「収益構造」というのは、しょせん固定化されたものになっているので、私はこの業界の賃金の引上げを考えるときに、そこのところを良く認識していないと、あまり検討しづらいところがあると思っていますので、ちょっと聞いてみました。よく理解を深めて来ます。

岡田部会長

ありがとうございました。他にはいかがですか。大丈夫ですか。今、労側、使側それぞれ意見表明をいただきました。労側から、まず目指したいことは全会一致で、それから年内発効である。そういうことで、本日の段階では金額提示はしないけれども、まずは現状認識を共有したいというお話でした。その中で出てきたのは、労働組合未加入労働者に、いかに賃金上昇を実現させていくか、あとは業界ならではの人材確保と定着、さらには先ほどの話とつながりますけれども、春闘のアップ分、これが労働組合組織の労働者との格差が拡大していく現状にあるということ、一方で、コロナとかウクライナとか色々ありますけれども、確実に物価上昇しているということですね。更には、自動車小売業ならではの特徴でしょうけれども、まず新車販売しようとしても、新車そのものが作れていないという現状があり、その中で下取り、買取も滞ってしまうので、中古車という販売の部分でも影響が出ているということですね。さらには納車の関係で、整備しようにも部品そのものが遅延で入ってこないの、いわゆる顧客対応に非常に苦慮して、そこから離職者が増えているということも深刻で、更には整備士の不足ということが蔓延しているという現状があるというご主張でありました。その中で賃金アップは必要だと主張されたら受け止めました。一方使側の方からは、コロナの状況が長期化し、さらにはウクライナ情勢、さらに円安、そういう中で価格転嫁と簡単に言うけれども、中小零細にとって価格転嫁はなかなか厳しい、その背景として、一つは企業の支払い能力、さらには経営をいかに維持していくかというのが、まずもって第一優先であり、企業が消滅してしまえば、雇用が維持できないというご主張だと受け止めました。また現実問題としてコロナ前の水準まで、まだ戻っていないという話でございました。その中で、使側の方からの賃金提示は本日においては控えたいということでした。労側・使側の方から金額提示しませんと表明されましたが、本日は第1回ですので、これ以上審議続けましても進展はないと思いますので、賃金提示の前に次回以降に審議を持ち越したいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいですかね。それでは次回以降の審議に持ち越していくことにしたいと思います。それでは次回の日程ですけれども、次回の専門部会の開催日程について事務局から説明をお願いします。

毛利賃金室長補佐

それでは次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整させていただき、次回は10月18日火曜日13時30分から4号館5階22号会議室での開催を予定しております。その次は10月21日金曜日10時の予定となっております。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。それでは次回の開催ですけれども、10月18日火曜日13時30分から4号館5階22号会議室での開催となっております。皆様には日程の確保をよろしくお願いいたします。その他、何かございますでしょうか。事務局からはいかがですか。

石井賃金室長

ございません。

岡田部会長

それでは次回の審議は公開することで個人情報の保護に支障がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、又は率直な意見の交換が損なわれる恐れがございますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様お疲れ様でございました。